

VI 安全安心都市

都市基盤の整備を着実に進めるとともに、地域コミュニティが機能している荒川区の強みを最大限に生かし、ハード、ソフトの両面から、災害に強い安全なまちを目指します。また、地域ぐるみでの防犯活動や交通安全対策を通じて、犯罪や事故のない安心して暮らせるまちを目指します。

安全安心都市

《政策》

1 防災・防犯のまちづくり

《政策》

2 利便性の高い都市基盤の整備

1 政策：防災・防犯のまちづくり

【この政策の主となる所管部：区民生活部】

現状

荒川区は、木造住宅が密集し、狭い道路が区内道路延長の半数を占めるなど、防災面で大きな問題を抱えています。

近年、震災や洪水などの災害に対する区民の危機意識が高まっている中、木造住宅密集地域の改善や避難所整備など防災性を強化したまちづくりとともに、区民やコミュニティレベルの防災意識の向上や防災体制の強化を図っていくことが必要です。

また、荒川区は地域コミュニティが活発であり、23区中でも犯罪の少ないまちです。区内の犯罪認知件数は年々減少しつつありますが、治安に不安を感じている区民も少なくありません。全国的には犯罪の低年齢化や凶悪化の傾向がみられ、子どもが被害にあう事件も増えてきています。こうした中、関係機関との連携を強化しつつ、効果的な地域防犯体制を強化していくことが求められています。

政策の方向性

地域の防災組織の活動の支援に取り組むとともに、関係機関との連携の強化や区民への情報提供の充実を図り、災害に強い安全なまちの実現を目指していきます。

災害に強いまちづくりに向けて、木造密集地域の改善や減災を視野に入れたまちづくりを進めていきます。

子どもや高齢者などを地域で守る体制づくりを進め、犯罪や事故のない安心して暮らせるまちの実現を進めていきます。

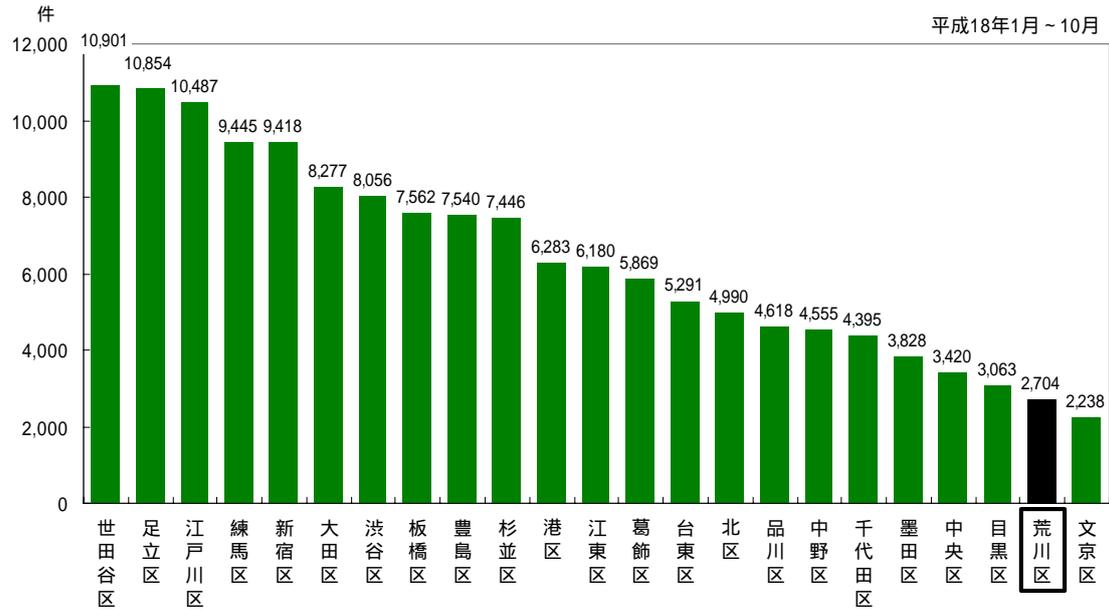
政策を構成する施策

- 1 防災・防犯のまちづくり
 - (1) 災害時における体制の強化 (P 1 4 2)
 - 防災基盤の整備
 - (2) 災害に強いまちづくりの推進 (P 1 4 4)
 - (3) 犯罪のないまちづくりの推進 (P 1 4 6)
 - (4) 子どもの安全対策 (P 1 4 8)
 - 交通安全対策の推進



総合震災訓練

23区の犯罪認知件数



出典: 警視庁ホームページ

(1) 施策：災害時における体制の強化

【この施策の主となる所管課：防災課】

阪神・淡路大震災や新潟中越地震などの教訓を踏まえ、初動態勢の充実に図るとともに、災害時に高齢者や障がい者等の避難を支援するなど、地域住民が共に助け合い、被害を最小限に抑制できるよう防災区民組織等の強化に努めます。

さらに、防災センターの管理運営や災害に備えるための各種防災訓練の推進など、区民の安全・安心に向けた備えを充実することにより、総合的な災害対策を推進することを目的とします。

現状と課題

これまでの震災の教訓を踏まえた、地域防災計画の見直しを行い、防災対策の再構築を行う必要があります。

防災対策は、区民生活全般にかかわるなど、その範囲が多岐にわたるため、全庁的な取組のほかに区民、地域団体、防災関係機関、行政が一体となって推進する必要があります。

施策の方向性

阪神・淡路大震災の直後に修正を行った地域防災計画について、その後実施した震災の検証成果を踏まえるとともに、それ以降に起きた震災の教訓等も加味しながら、区の実態により即した計画の見直しを行います。

庁内の関係所管及び防災関係機関とのより密接な連携を図り、お互いが機能的に活動するとともに、職員の初動態勢を充実することにより、災害による被害の軽減に努めます。

地域の防災関係団体については、それぞれが円滑に活動できるよう、新たな地域防災計画に基づいて、より効果的な支援を行います。

住宅用火災警報器の設置を推進するなど、火災の早期発見、延焼防止に努め、火災予防への区民の意識高揚を図ります。

指 標

施策の成果とする指標名	指標の推移			指標に関する説明
	平成 18 年度	平成 22 年度	目標値 (28 年度)	
訓練参加者数	10,745 人	11,000 人	12,000 人	参加者(区実施+町会実施)
防災区民組織主催 訓練実施率	90.6%	100%	100%	実施町会/全町会

主な取組内容

地域防災計画の見直し

地域防災計画を全般にわたって見直し、より区の実態に即した計画とします。

関係機関との連携強化

区内の関係機関から情報を相互に交換し、所管事業の円滑な運営と区民福祉の向上を目指すため、定期的に連絡会を開催します。

訓練実施による防災力の向上

地震の被害を最小限に止めるため、総合震災訓練、区・消防署・警察署等の関係機関、民間事業所が個別に実施する個別震災訓練、区民防災組織が実施する避難所開設訓練を行うことにより、防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関相互の連携・協力体制を強化し、地域の防災力を向上します。

初動態勢の充実

区民の生命・財産を守るとともに災害による被害を軽減させるため、全職員を対象とした救命講習会の実施、非常参集体制の拡充や装備の充実など、初動態勢の充実を図ります。

火災警報器の設置推進

火災の早期発見や延焼防止に努めるとともに、区民の防火意識を高めるため、住宅用火災警報器を各戸に配布します。

緊急地震速報システム

気象庁の緊急地震速報を活用した地震情報伝達システムを試験的に導入することにより、その効果等を検証し、活用方策について検討します。

(2) 施策：災害に強いまちづくりの推進

【この施策の主となる所管課：住環境整備課】

大規模地震等により発生する火災や建物の倒壊等から区民を守るため、地域の防災性を向上させ、区民のだれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進します。

現状と課題

荒川区面積の約6割は、道路・公園・広場等の公共施設の整備が不十分で、木造住宅が密集する市街地であり、地域危険度が高く、震災時には甚大な被害が想定されています。

震災時に避難路となる沿道の建物の不燃化率が上がっていません。

木造密集市街地内には道路に接していない建物が多く存在し、災害に弱い建物の建て替えが進んでいない状況です。

震災に対する危機感が希薄であることなどから、大規模地震による倒壊等の恐れのある建物の耐震化が進みません。

首都直下地震の切迫性が指摘されている中、建築物の耐震性の確保は重要な課題となっており、計画的な対策を講じる必要があります。

施策の方向性

密集住宅市街地整備促進事業地区において、地域住民への働きかけを行い、密集事業による助成と地区計画等の規制・誘導により、主要生活道路の拡幅整備を行い、消防活動困難区域の解消を進めます。また、この事業の導入が必要な地域については、適時導入を図ります。

市街地の骨格であり、震災時に安全に避難するための避難路となる沿道の建物の不燃化が進んでいない地域については、都市防災不燃化促進事業により、不燃化を促進します。

近隣まちづくり推進制度を実効性のあるものに改善することにより、道路に接していない敷地の老朽木造住宅の建て替え更新を図り、木造密集市街地の防災性の向上を目指します。

木造住宅耐震補強推進事業等を積極的に行い、大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守ります。

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、耐震改修促進計画を定め、計画的な耐震化の促進を図ります。

指 標

施策の成果とする指標名	指標の推移			指標に関する説明
	平成18年度	平成22年度	目標値 (28年度)	
地区耐火率	36.4%	45%	60%	耐火建築物の面積 / 不燃化促進区域の建築面積の総数
不燃領域率	59.9%	65%	70%	耐火建築面積、道路、空地 / 区全域の土地面積(5年毎計測)
住宅の耐震化率	75%	80%	90%	耐震性がある住戸数 / 全体住戸数

主な取組内容

都市防災不燃化促進事業

大規模地震等により発生する市街地火災から避難する区民を守るため、その周辺地域を「不燃化促進地域」に指定し、耐火建築物への建て替えに対して助成します。これにより市街地火災の延焼拡大を防ぎ、防災上重要な避難路・避難地の安全性の確保を図ります。

密集住宅市街地整備促進事業

木造住宅が密集し、道路・公園などの公共施設が不足する地域において、老朽住宅等の建て替えの促進や公共施設の整備などを行うことにより、地域の防災性を向上させるとともに、良質な住環境への改善を図ります。

また、6m以上の道路の沿道にミニ延焼遮断帯を形成する延焼遮断帯形成事業を導入し、大地震発生時の市街地火災の延焼防止を図ります。

木造住宅耐震補強推進事業

密集した市街地にある木造住宅のうち、大規模地震による倒壊等の危険な状況にある建物について、耐震診断に基づき耐震補強工事を行う区民を支援することにより、建物の耐震性向上を推進します。

区内建築物（非木造）の耐震化の促進

区内の住宅・建築物の耐震改修を計画的かつ総合的に促進するため「荒川区耐震改修促進計画」を策定します。また、区民が分譲マンションの耐震診断を行う際に必要な費用を助成することにより、耐震化の促進を図り、大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守ります。

(3) 施策：犯罪のないまちづくりの推進

【この施策の主となる所管課：生活安全課】

夜間の防犯対策など総合的な防犯体制を充実させていくとともに、子どもの安全対策により一層力を入れることにより、区民のだれもが安全で安心して暮らせるまちづくりを実現します。

現状と課題

荒川区における犯罪の発生件数は、他区と比較して少ないとはいえ、平成 17 年の犯罪認知総件数は約 3,600 件あります。これらの大部分が自転車盗や置き引きなど、防犯への工夫によって未然に防げるものですが、下町特有の警戒意識の薄さが少なからず見受けられることから、犯罪認知件数の増加につながっています。

地域の防犯協会や区民の自主的な活動と活性化を促すため、防犯用資器材の配付を行っていますが、地域防犯力を維持するために資器材を常備できるよう、継続的に支援する必要があります。

防犯パトロールカーは、犯罪抑止のため子どもの下校時と夜間において実施しており、高い防犯効果を上げています。

警視庁において交番の整理統合が発表され、区内でも 5 か所の交番の廃止が決定しているため、対策が必要です。

施策の方向性

区内の犯罪認知件数の多くを占める自転車盗や置き引き等の減少を図るため、区民個々の防犯意識の向上に向けた取組を行います。

地域防犯活動の活性化を支援するため配付用資器材の充実を図るとともに、街路灯の整備等を行う暗がり対策事業の充実、安全・安心パトロールカーによる巡回の実施など、防犯環境の充実に努めます。

廃止される予定の交番については、地域と区が一体となった防犯活動を実施するための拠点として活用するため、「荒川区安全・安心ステーション」として運営していきます。

指 標

施策の成果とする指標名	指標の推移			指標に関する説明
	平成 18 年度	平成 22 年度	目標値 (28 年度)	
犯罪認知件数	3,600 件 (H17 年)	3,100 件	2,900 件	23 区最少件数を目指します。
アドバイザー派遣回数	30 回	40 回	40 回	
暗がり対策事業実施率	29%	50%	100%	照明設備設置町会 / 町会数

主な取組内容

防犯啓発事業

区民の防犯意識の高揚を図るため、防犯対策セミナーの開催や町会等が行う防犯に関する勉強会等に警察署防犯担当者等のアドバイザーを派遣するなど、防犯啓発事業を行います。

防犯パトロール支援事業

町会や地域のボランティア等、地域住民が自ら行う防犯活動に対し、防犯ベストや防犯プレートの防犯活動用品を支給することにより、区民の防犯活動の機運を高めます。

安全・安心パトロールカーによる巡回

子どもの下校時は通学路を、夜間は犯罪抑止と迷惑行為の防止を図るため、公園、繁華街、駐車場、駐輪場のほか、犯罪が多く発生している場所等を安全・安心パトロールカーで巡回します。

安全・安心ステーションの設置

廃止となる交番を活用するなどにより、防犯パトロール等の活動拠点となる「荒川区安全・安心ステーション」を警視庁と連携して設置します。

(4) 施策：子どもの安全対策

【この施策の主となる所管課：庶務課】

いつどこで起こるかわからない犯罪を防ぐには、多くの人の目が必要であり、多くの人が児童の安全を見守ることが、犯罪者への抑止力となります。このため、警察と十分連携をとりながら、学校、PTA、区民、行政が連携して児童を見守ることにより、犯罪の発生を抑止し、明日を担う児童が安心して暮らすことのできる社会を実現します。

現状と課題

地域社会を構成するすべての者が連携・協力して児童を見守ることにより、児童が安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、荒川区児童見守り条例を制定しました。また、関係機関との連携の下、対策を講じるため、荒川区児童安全対策協議会を設置しています。

パトロール業務を核として、学校関係者、PTA、地域のボランティア等が協力して通学路、学童クラブ帰宅路等の安全を確保するとともに、学校・学童クラブ等を中心に、通学路等における危険箇所等を実際に確認し、安全マップを作成しました。

全小学校に児童安全推進員を配置し、不審者の発見に努めるなど、安全体制を整備するとともに、保護者の注意喚起を促し、地域の安全性を高めるため、子どもの安全にかかわる緊急情報を保護者の携帯電話にメール配信しています。

保育園においても、園児安全推進員を配置し、テレビカメラ付インターホンや防犯カメラを設置するとともに、防犯訓練を実施しています。

学校における取組状況やボランティアと学校が連携する体制については、学校及び地域によって異なります。

施策の方向性

子どもの安全に関する対策については、これまでもソフト、ハードの両面にわたり様々な施策に取り組んできていますが、今後、ボランティア活動推進組織の設置や研修会・講座の実施など、地域の協力体制を強化し、保護者を中心とする地域の力を高め、継続的に実施していきます。また、非常通報装置や防犯カメラの設置等、設備の充実に努めます。

指標

施策の成果とする指標名	指標の推移			指標に関する説明
	平成 18 年度	平成 22 年度	目標値 (28 年度)	
指導員配置時における児童の交通事故発生件数	0 件	0 件	0 件	
小学校内への不審者等侵入件数	0 件	0 件	0 件	
学童クラブ内への不審者等侵入件数	0 件	0 件	0 件	
学校情報配信システム登録率	小学校 73.3% 中学校 52.3% 幼稚園 46.4%	小学校 76.7% 中学校 66.2% 幼稚園 63.2%	小学校 80% 中学校 80% 幼稚園 80%	

主な取組内容

学校の安全対策

登下校時及び授業中の安全確保を図るため、小学校に児童安全推進員を配置し、また通学路のパトロールを実施するなど安全対策を強化します。また、児童・生徒の安全にかかわる緊急情報等を学校から保護者の携帯電話等にメール配信する学校情報配信システムにより、注意喚起を促し子どもを犯罪から未然に守るよう努めます。

学童クラブの安全対策

学童クラブの利用児童が安全に帰宅ができるよう、シルバー人材センター等への委託による安全パトロールの実施や学童クラブへの非常通報装置の設置などの安全対策を推進します。

保育園の安全対策

区内にある公立及び私立保育園において、園児安全推進員を配置し、安全対策を図るとともに、防犯訓練を実施していきます。

2 政策：利便性の高い都市基盤の整備

【この政策の主となる所管部：都市整備部】

現状

荒川区は、大正初期のころまで、区域のほとんどが田畑でしたが、その後、近代産業の発展に伴い、大工場とそれに付随する中小企業が計画性のないまま乱立し、住・商・工が混在したまちが形成されてきました。

近年、産業構造の変化等に伴い工場の転廃業等が進む一方で、都心回帰の動きと相まって、高層マンション等の建設や再開発事業が活発に進められてきており、転入人口も増加してきています。

つくばエクスプレスが開業され、今後日暮里・舎人ライナーや成田新高速鉄道など、交通ネットワークが更に充実することが見込まれています。また、区内の交通手段としてコミュニティバス「さくら」が運行されているなど、既存のJR線、私鉄各社等の交通機関と併せて、区を取り巻く交通ネットワークは豊富に整備されつつあります。

政策の方向性

豊富な交通ネットワークを有効活用するとともに、幹線道路の整備や生活道路の拡幅を計画的に進めるなど、都市の基盤づくりを確実に進めていきます。

再開発による拠点整備を進め、多様な都市機能が集積した、にぎわいのある市街地を形成していきます。

政策を構成する施策

- 2 利便性の高い都市基盤の整備
 - (1) 総合的な市街地整備の推進 (P 1 5 2)
 - (2) 都市計画道路の整備 (P 1 5 4)
 - (3) 総合的な交通体系の整備 (P 1 5 6)
 - (4) 市街地再開発事業等の推進 (P 1 5 8)

荒川区コミュニティバス「さくら」



日暮里駅前地区再開発イメージ



(1) 施策：総合的な市街地整備の推進

【この施策の主となる所管課：都市計画課】

地域特性を踏まえながら区の市街地整備に関する指針を定め、まちづくり事業の実施及び民間建築に対する規制・誘導により秩序ある市街地整備を推進し、区民主体の安心して安全に暮らせるまちづくりを進めます。

現状と課題

荒川区は、住商工が混在した市街化が急速に進んだため、都市基盤の整備が遅れています。

近年の産業構造の変化等に伴い工場の転廃業が進む一方で、その跡地に大規模マンション等の建築が進められてきており、転入人口が増加しています。

民間建築物の建設と良好な生活環境との調和を図るとともに、道路、公園等の都市施設の充足や都市景観の向上など総合的な視点からの整備を行う必要があります。

大規模マンションの建築に伴う周辺住民と事業者の調和を図る必要があります。

近年の社会変化をとらえた的確な将来の市街地整備の在り方、方向性を示すほか、区民の意向に基づく区民の手によるまちづくりを実現できる仕組みの充実が必要です。

施策の方向性

荒川区基本構想に基づく、区全体の将来都市像や地域別のまちづくりの将来像、整備方針等を定めた総合的な都市整備の指針となる都市計画マスタープランを策定し、それに基づく各事業の展開を図ります。

事業者の建設計画に対して、周辺住民と事業者が協議する機会を確保することにより地域の生活環境の保全と向上を図ります。

まちづくり事業の実施及び民間建築に対する規制、誘導等により、道路、公園などの都市施設の整備や魅力ある都市景観の創造など、良好な市街地の整備を推進します。

区民主体のまちづくりを進めていく上で、地区単位で住民の意向を実現する手法である地区計画制度等の普及を推進していくほか、まちづくりに関する施策や諸制度を区民が分かりやすくかつ容易に活用できる仕組みづくりを検討します。

指標

施策の成果とする指標名	指標の推移			指標に関する説明
	平成 18 年度	平成 22 年度	目標値 (28 年度)	
西日暮里三丁目まちづくり計画検討	25%	100%	-	区民主体のまちづくり実現のための地区計画導入

主な取組内容

都市計画マスタープランの策定

平成 9 年 3 月に策定した荒川区のまちづくりの指針となる都市計画マスタープランを社会経済状況に即したものとするため、新たに平成 20 年度に策定し、それに基づく計画的なまちづくりを推進します。

区民の手によるまちづくりの支援

区民が主体となってまちづくりを検討する手法である地区計画制度等を活用し、今後のまちづくり施策に区民の意見を反映するための総合的な仕組みづくりを構築します。また、まちづくりに関する多岐にわたる仕組みについて、理念や制度の整理を目的としたまちづくりに関する包括的な条例である「まちづくり条例」を策定します。

西日暮里三丁目まちづくり計画検討

都市計画道路の見直し候補区間に位置付けられたことを契機に、平成 17 年度から取組を開始した西日暮里三丁目地区の歴史的・文化的資産を生かしたまちづくりについて、観光の視点も加えながら地域住民とともに検討していきます。

荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例の推進

大規模マンションの新築の際に、条例に基づく所定の手続を通して適切な指導や誘導を行うことにより、事業者と近隣住民との事前協議の機会を確保し、周辺の住環境に対する配慮を行うとともに建築紛争を未然に防止します。

(2) 施策：都市計画道路の整備

【この施策の主となる所管課：道路課】

魅力と活力あふれるまちづくりを目指し、最も基礎的な都市施設である都市計画道路の整備を推進します。

現状と課題

都市計画道路の整備は地域交通の円滑化と沿線環境・防災性の向上を図る上で不可欠な事業ですが、現在荒川区における完成率は51%となっており、23区平均に比べ低い状況にあります。

都市計画道路事業は、都市計画決定から事業完了まで長期間を要し、地権者が将来の生活設計を立てる上での障害となることから、計画的に整備促進を図ることが課題となっています。

施策の方向性

都市計画道路を整備することにより、交通ネットワークが形成されるばかりでなく、地域の防災上の課題が解決すること、さらに、歩道が広くなることによりだれもが安心して歩行できる環境を整備することにもつながります。あわせて、電線類の地中化など景観の改善も図られるため、今後も計画的に事業を実施していきます。

指 標

施策の成果とする指標名	指標の推移			指標に関する説明
	平成 18 年度	平成 22 年度	目標値 (28 年度)	
都市計画道路の整備率	51%	58%	70%	整備完了路線 / 都市計画路線 17 年度 23 区平均:58.1%

主な取組内容

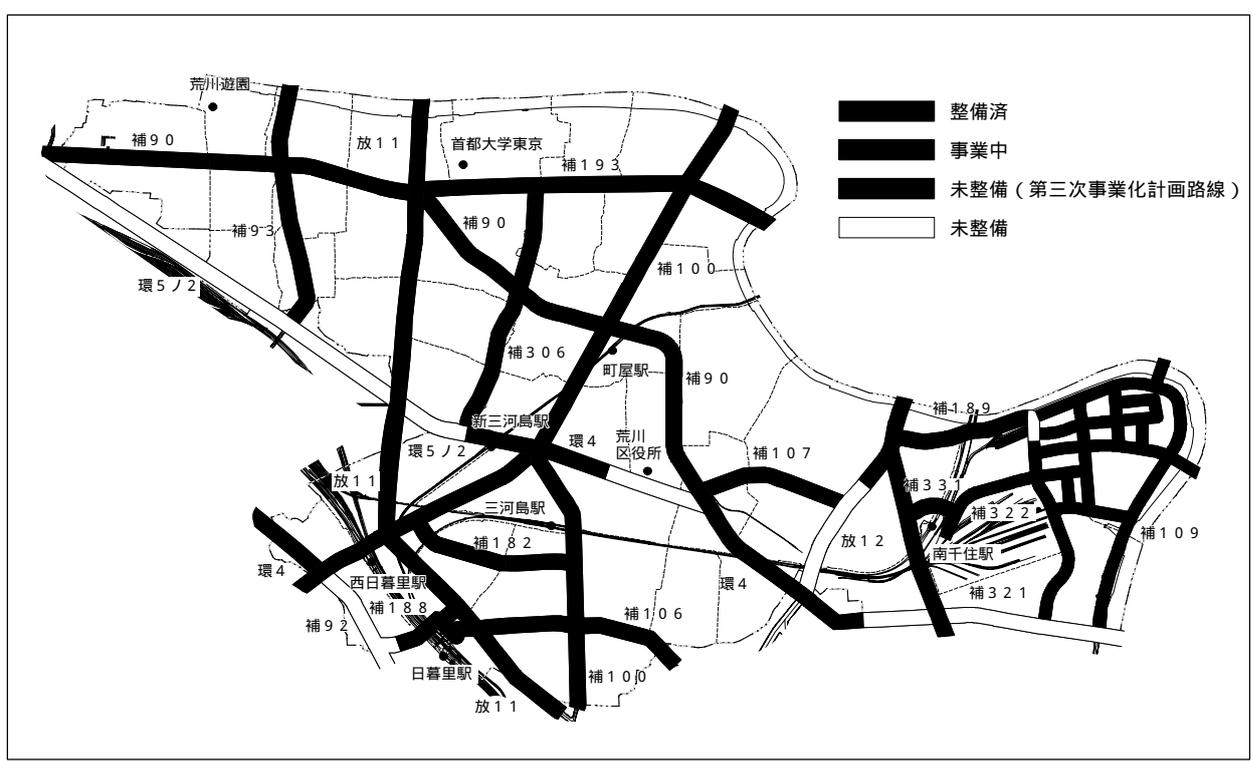
都市計画道路の整備

平成 16 年 3 月に東京都と特別区で策定した第三次事業化計画で位置付けている優先整備路線を計画的に進めていきます。

優先整備路線

- ・ 都施行路線：環状 4 号線（大関横丁交差点、西日暮里五丁目～一丁目）、補助第 90 号線、補助第 92 号線（西日暮里四丁目）
- ・ 区施行路線：補助第 182 号線、補助第 189 号線、補助第 193 号線

都市計画道路整備状況図(平成 18 年 4 月 1 日現在)



(3) 施策：総合的な交通体系の整備

【この施策の主となる所管課：都市計画課】

荒川区内の交通利便性の向上と交通弱者（高齢者、障がい者等）の移動手段を確保するとともに、自家用車等の利用抑制を図り環境に配慮したまちづくりを推進するため、公共交通の整備促進を図ります。

現状と課題

平成 17 年 8 月にはつくばエクスプレスが開業し、平成 19 年度末には日暮里・舎人ライナーが開業する予定であり、これまでの JR 線、京成線、地下鉄、都電荒川線と併せ、区内の鉄道交通の充実が図られています。さらに、平成 22 年度には、日暮里・成田空港間を 30 分台で結ぶ、成田新高速鉄道が開業する予定であり、日暮里駅の交通結節点としての役割が飛躍的に高まります。

年々、鉄道駅構内のバリアフリー化は進んでいますが、駅周辺のバリアフリー化は十分でない状況にあります。

区内の鉄軌道の多くは南北に走っており、東西交通は都電荒川線のみで、南千住駅東側への交通手段が少ない状況です。このような中であって、コミュニティバスは、利用者からの評判も良好ですが、双方向運行などの路線の充実の要望が寄せられています。

区内の交通体系整備は進んでいますが、環境交通対策への取組が不十分です。

施策の方向性

日暮里・舎人ライナーが平成 19 年度中に開業できるよう、事業者と協力するとともに、成田新高速鉄道が平成 22 年度に開業できるよう、円滑な工事の進捗を図り、適切な進行管理を行います。

日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想に掲げた事業を各事業者に確実に実施させるための進行管理を行うとともに、他の鉄道駅のバリアフリー基本構想策定を検討します。

コミュニティバスは、区民の利便性向上のため、双方向運行や路線拡大などを実現します。

自家用車等の利用抑制のため、環境交通施策の導入を図ります。

指 標

施策の成果とする指標名	指標の推移			指標に関する説明
	平成 18 年度	平成 22 年度	目標値 (28 年度)	
日暮里駅総合改善事業の推進	40%	100%	100%	工事進捗率（整備費）
日暮里駅周辺交通バリアフリー基本構想	50%	100%	100%	計画進捗率

主な取組内容

日暮里・舎人ライナーの整備促進

日暮里・舎人ライナーが予定通り開通し、地域の活性化につながるよう事業者と協力していきます。

日暮里駅総合改善事業

京成日暮里駅を成田新高速鉄道の都心側ターミナル駅としての位置付けに対応するとともに、駅周辺の再開発事業等に併せ総合的に改善し、鉄道利用旅客の利便性や安全性の向上が図られるよう、事業の着実な進行管理に努めます。

交通バリアフリー化の整備促進

高齢者、障がい者などが公共交通機関を利用した際の移動の利便性及び安全性の向上を促進するため、交通バリアフリー基本構想を主要駅ごとに策定し、駅などを中心とした一定の地区において旅客施設、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に促進します。

交通バリアフリー基本構想が策定されている日暮里駅周辺については、平成 18 年のバリアフリー新法制定を踏まえた、更なる事業の追加を行うとともに、他の地区においても新法を踏まえたバリアフリー基本構想の策定を検討します。

コミュニティバスさくらの運行支援

コミュニティバスさくらは、多くの区民から双方向の運行や路線拡大の要望が寄せられており、乗車人員増を図りながら、要望の実現を目指します。

(4) 施策：市街地再開発事業等の推進

【この施策の主となる所管課：再開発課】

荒川区の拠点となる区内の駅前地区を中心とした、住宅、商業、工業が混在した密集市街地において市街地再開発事業等を推進し、安全で快適なまちを形成するとともに、駅前の利便性を生かして、まちの活性化や新たなにぎわいをつくり出します。

現状と課題

南千住駅東側地区では、住宅供給が進捗し若いファミリー層の増加に伴う子育て関連施設の充実と、総合病院の誘致が求められています。南千住地区住宅市街地総合整備事業では、住宅建設はおおむね終了していますが、都市計画道路については、今後も積極的に整備を行っていく必要があります。

南千住駅西側地区においても、東側地区のにぎわいに合わせ、まちの活性化を図ることが求められています。

ひぐらしの里地区では、成田新高速鉄道や日暮里・舎人ライナーの開業、また日暮里駅総合改善事業などに併せて市街地再開発事業が行われており、多くの人々が集い、にぎわいのある、ポテンシャルの高い駅前環境の形成が求められています。

三河島駅前地区では、駅周辺に密集市街地があるなど、JR駅前としての利便性を生かした土地の高度利用がされていないため、新たな市街地の形成を目指す必要があります。

東日暮里二丁目地区の老朽化した同潤会三ノ輪アパートと隣接する木造住宅を共同化、定住化し、防災性の向上と良質な市街地住宅の供給を図る必要があります。

平成18年3月に営業停止した、JR貨物が所有するセメントサイロ跡地については、区が積極的に関与し、地域活性化に寄与する施設の導入を目指す必要があります。

施策の方向性

南千住駅東側地区では、総合病院の誘致や小学校及び保育園、幼稚園など、地域から求められている施設の充実を図り、だれもが住みやすいまちづくりを進めていきます。南千住地区住宅市街地総合整備事業に計画されている都市計画道路は、長期的な視点から単独の都市計画道路事業として対応していきます。

南千住駅西側地区では、西口駅前再開発事業に併せて駅前広場の整備を進め、地区の活性化を図ります。

日暮里地区では、ひぐらしの里3地区の再開発ビルの完成に併せて商業施設を誘致し、各ビルと日暮里・舎人ライナー、JR・京成電鉄日暮里駅をデッキで接続することによる回遊性を確保し、国際都市東京の表玄関としての地域ポテンシャルを高め、駅前にふさわしいにぎわいの創造を図ります。また、旧道灌山中学校跡地を含む西日暮里駅周辺地区などのまちづくりを検討します。

三河島駅前地区では、JR駅前にふさわしい土地の高度利用や地域の活性化を図るため、市街地再開発事業を推進します。

東日暮里二丁目地区の同潤会三ノ輪アパートは、良質な共同住宅への再生を目指します。

セメントサイロ跡地利用計画では、JR貨物と連携して地域活性化に寄与する施設の導入を目指します。

指標

施策の成果とする指標名	指標の推移			指標に関する説明
	平成18年度	平成22年度	目標値 (28年度)	
都市型住宅の整備	60%	93%	100%	再開発地区の供給予定住戸に対する供給済戸数の割合
商業・業務施設の整備	54%	92%	100%	再開発地区内ににぎわいのある利便施設の整備率

主な取組内容

南千住西口駅前地区市街地再開発事業の推進

駅東側地区の開発やつくばエクスプレス開業と連携した再開発事業を推進し、住宅等の建設、公共施設の整備を進めることにより、南千住駅東西地区が連携したまちづくりを目指します。

白鬚西地区市街地再開発事業の推進

防災性の向上や生活環境の改善等を目的として東京都が施行している本事業の早期完成とより良いまちづくりに向け、地元住民や東京都と調整を図り、この事業を促進し、再開発の事業計画に合わせた公共施設の整備を推進します。

ひぐらしの里西地区・中央地区・北地区市街地再開発事業の推進

日暮里・舎人ライナー開通を契機に、商業・業務等を集積させ地区の活性化を促すとともに良質な住宅の供給による都市居住の推進を図ります。また、成田新高速鉄道の開業に伴い、東京の玄関口にふさわしい複合都市の形成を目指します。

三河島駅前地区市街地再開発事業の推進

J R 三河島駅前周辺の地域において、市街地再開発事業による土地の高度利用と基盤整備を図り、住環境の改善や都市型住宅、業務・商業施設等の効果的な整備を推進し、駅周辺の活性化を目指します。

東日暮里二丁目地区都心共同住宅供給事業

老朽化した同潤会三ノ輪アパートと隣接する木造住宅を共同化、定住化することにより、防災性の向上と良質な都市型住宅の供給を図ります。

セメントサイロ跡地利用計画

平成 18 年 3 月に営業停止した、J R 貨物が所有するセメントサイロ跡地について、区と J R 貨物で協議会等を開催し、地域にふさわしい施設の採算性の検討調査を行い、地域活性化に寄与する施設の導入を目指します。



